

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 3 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

台風第 10 号に伴う通電火災対策の徹底について

現在、日本に接近している台風第 10 号の影響により、広範囲にわたる長時間停電の発生が懸念される所です。停電からの再通電時において、電気機器又は電気配線からの火災（以下、「通電火災」という。）が発生するおそれがあることから、下記を参考に、地域住民及び防火対象物の関係者に対して通電火災対策の周知をお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 水害により停電が発生した場合は、以下の対応を図るよう、地域住民及び防火対象物の関係者に対し周知してください。
 - (1) 停電中は電気機器のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから離脱すること。
 - (2) 避難のため自宅等を離れる際はブレーカーを落とすこと。
 - (3) 再通電時には、漏水等により電気機器等が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電気機器を使用すること。
 - (4) 建物や電気機器に外見上の損傷がなくとも、壁内配線の損傷や電気機器内部の故障により、再通電から長時間経過した後、火災に至る場合があるため、煙の発生等の異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡すること。
- 2 地域住民及び防火対象物の関係者への周知については、ホームページ、SNS 等のインターネット媒体による注意喚起、防災行政無線による広報、消防車両等による巡回広報、被害確認のための戸別訪問時における注意喚起等、停電に伴う情報アクセスの困難性も考慮し、有効な手段を選択することにより、確実に地域住民及び防火対象物の関係者に伝達できるよう配慮してください。

連絡先
消防庁予防課 栗原、吉田、道川
電 話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533